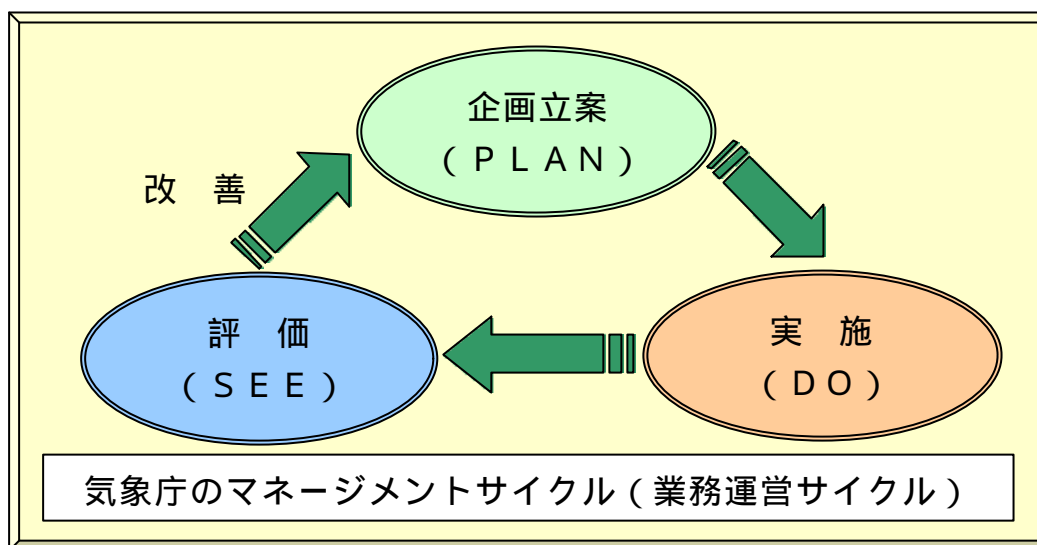


第 2 章 気象庁における業務評価の進め方

気象庁の業務評価は、施策や業務に関して「企画立案 実施 評価 改善」というマネジメント・サイクルの中にあって確立されたシステムとして機能することで、気象業務の改善を図っていかこうとするものです。



1 気象庁の使命・ビジョン

気象業務のマネジメント・サイクルが機能していくためには、その核となる気象庁の使命やビジョンを明確にしておく必要があります。

気象庁は、中央省庁等改革により、国土交通省設置法（平成 11 年法律第 100 号）において、気象業務の健全な発達を図ることが任務となっています。

また、気象庁が「実施庁」としての業務を実施するにあたり、国土交通大臣は「気象庁に係る事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則」（平成 13 年 3 月）を定めました。これらも踏まえて、気象庁は、次のとおり、その使命とビジョンを明確にしています。

気象庁の使命（ミッション）

気象業務の健全な発達を図ることにより、災害の予防、交通の安全の確保、産業の興隆等公共の福祉の増進に寄与するとともに、気象業務に関する国際協力を行う。

気象庁のビジョン

- ・常に最新の科学技術の成果を的確に取り入れ、我が国の気象業務の技術基盤を確立する。
- ・防災等の利用目的に応じた信頼できる、質が高くわかりやすい気象情報の作成・提供を行う。

2 目標によるマネジメント

組織が全体として体系づけられた目標を持たず、各部局が施策・業務を個々に実施し、見直しを行うだけでは、既存の施策・業務の体系が前提となってしまうがちな中で、社会の変化に対応した機動的で戦略的な施策の展開を講じることが難しくなります。

このため、気象庁は使命とビジョンに基づいて、気象庁の組織全体としての目標を明確にした上で、その目標の達成に向けて各々の部局が自律的に機能することによって、組織全体が共通の目標に向かって一体となった業務運営を目指しています。

こうした「目標によるマネジメント」の考え方を気象業務の運営の基本とすることが業務評価の主目的であり、これにより、新たな施策の展開や業務評価の目指す成果重視の考え方や職員の意識向上も促進されます。

3 気象庁の基本目標

目標によるマネジメントを進めるため、気象業務の骨格を定めた気象業務法の目的、国土交通大臣による「気象庁に係る事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則」等をもとに、次のとおり、気象行政の4つの基本目標（戦略的方向性）とそれらに関連する施策等として15の目標を掲げて、これに沿って業務評価を推進しています。

基本目標 1 的確な観測・監視および気象情報の充実等

気象、地震、火山現象、水象等の観測・監視能力の向上を図るとともに、関係機関と密接に連携して、観測成果等の効率的な利用を図る。

気象情報を充実し、適時、的確に発表するとともに、関係機関への情報提供機能の向上を図る。

1-1	<u>災害による被害の軽減のための情報の充実等</u>
1-1-1	台風・豪雨等の気象情報の充実・改善
1-1-2	地震・火山に関する監視・情報の充実・改善
1-1-3	防災関係機関への情報提供機能および連携の強化
1-2	<u>交通安全の確保のための情報の充実等</u>
1-2-1	航空機のための気象情報の充実・改善
1-2-2	船舶のための気象情報の充実・改善
1-3	<u>地球環境の保全のための情報の充実等</u>
	オゾン層、地球温暖化等の地球環境に関する情報の充実・改善
1-4	<u>生活の向上、社会経済活動の発展のための情報の充実等</u>
1-4-1	天気予報、週間予報の充実
1-4-2	気候情報の充実
	(1-4-3 民間における気象業務の支援、気象情報の利用促進)

(注) 1-4-3は、基本目標4とも共通

基本目標 2 気象業務に関する技術に関する研究開発等の推進

最新の科学技術を導入し、気象等の予測モデル、観測・予報に関するシステム等に関する技術に関する研究開発および技術基盤の充実を計画的に推進する。

2-1 気象等の数値予報モデルの改善

2-2 観測・予報システム等の改善・高度化

2-3 気象研究所等の研究開発・技術開発の推進

基本目標 3 気象業務に関する国際協力の推進

国際的な中枢機能を強化し、アジア地域等各国の気象業務を支援するとともに、国際機関の活動及び国際協同計画への参画並びに技術協力を推進する。

3-1 国際的な中枢機能の向上

3-2 国際的活動への参画および技術協力の推進

基本目標 4 気象情報の利用の促進等

民間における気象業務の健全な発達を支援し、気象情報の利用促進のため、気象情報の民間への提供機能の向上を図るとともに、気象情報に関する知識の幅広い普及を図る。

4-1 民間における気象業務の支援、気象情報の利用促進

4-2 気象情報に関する知識の普及

基本目標 1 の下線部は情報の利用目的や成果（アウトカム）を明確にするもので、各々の意味するところは次のとおりです。

（災害による被害の軽減のため）

豪雨水害・土砂災害、地震・火山災害等に対する備えが充実し、また発生後の適切な対応が確保されることで、これらの災害による生命・財産・生活に係る被害の軽減が図られること。

（交通安全の確保のため）

交通の安全を確保するため、事故等の未然防止と被害の軽減が図られること。

（地球環境の保全のため）

地球環境保全への取組みがなされること。

（生活の向上、社会経済活動の発展のため）

人々の暮らしが快適、便利になり、これを支える活力ある社会経済活動がなされること。

4 業務評価の基本的な 3 つの評価方式

気象庁の業務評価においては、気象業務のマネジメント・サイクルの各段階に応じて、政策評価や実施庁の実績評価に用いる評価方式を適用して、次の 3 つの基本的な評価方式により実施しています。

（ 1 ）業績測定・実績評価（チェックアップ）

気象行政の健康診断のようなものです。組織全体のマネジメントがうまく進んでいるかどうかを確認するため、気象庁の基本目標に沿って、定量的な指標となる業績指標とその目標値や業務目標を設定し、定期的に測定・評価することにより、目標の達成状況等についての情報を提供する方式です。

業績測定は、具体的には、それぞれの業績指標について、中期的に（5 年程度で）達成を目指すべき目標値を設定し、定期的に達成度を測定するものです。その結果から、目標達成の手段としての関連施策の有効性を比較・検討したり、目標が十分達成されていない場合に、その原因や今後の対応策などについて分析を行うこととなります。これによって、仕事の進め方を、成果を重視する目標達成型に転換するとともに、業績測定の結果を国民に対して公表することで、説明責任を果たすことができます。

また、実績評価は、施策等の基本目標の効率的・効果的な推進のため、中期的な目標値を設定できない具体的な業務を「業務目標」として年度ごとに設定し、その達成度や実績を評価しています。

これらの方式は、「目標によるマネジメント」のための基本的なツールであり、気象庁の業務評価では、気象行政の特質から、特にこれらの方式による独自の評価活動に取り組んでいます。

（ 2 ）事前評価（アセスメント）

新たな施策等を導入しようとする際の意志決定前において、現状と課題を明らかにした上で、目標に照らして、その施策の導入の必要性、効率性、有効性等の観点からチェックする方式です。

事前評価を導入する意義は二つあります。一つは、必要性等の観点からチェックした結果を公表することによって、施策の企画・立案過程を透明にすること、特に、前述の「目標によるマネジメント」の観点からは、導入しようとする施策が目標や戦略にどう関連するものであるかを明らかにすることが重要です。もう一つの意義は、施策の導入時にその意図や期待される効果等を明らかにしておくことによって、事後にその施策の効果を検証する際に、当初の目的を「推測」とするというような客観性に欠ける検証を防ぐことができます。事前評価は、国土交通省の政策評価に沿って実施しています。

（3）プログラム評価（レビュー）

前述の業績測定・実績評価の結果や社会情勢等を踏まえ、現在、実施している施策の効果を検証し、今後の改善方策の検討のために、テーマを選定して総合的に深く掘り下げて分析・評価する方式です。

国土交通省においては、

国土交通省の政策課題として特に重要なもの

国民から評価に対するニーズが高いもの

他の政策評価の実績結果などを踏まえ、より総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの

社会経済情勢の変化などに対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの

などについて、評価実施テーマを選定し、計画的に実施することとされています。このプログラム評価は、国土交通省の政策評価に沿って実施しています。

5 施策等の特性に応じた評価

気象庁では、上記の3方式のほか、気象庁所管のいわゆる「その他施設費」に係る事業評価、気象研究所において重点的に推進する研究開発課題の評価を実施しています。